

駐車場精算施設の更新について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

平成26年2月6日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する業務の内容

1 業務名

奈良公園移動円滑化支援事業 登大路自動車駐車場精算施設更新業務委託

2 業務内容

駐車場内の現金取扱機器および夜間運営の安全確保のため、監視カメラの遠隔操作化など保安機器の更新を行う。

また、現行機器の老朽化による不具合多発のため、精算機など料金システム機器の更新を行う。

3 業務期間

契約締結日から平成26年3月31日

4 入札方法

入札は、総計金額（機器の製造及び更新業務に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（4）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（3）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目：（大分類）Gその他機器類（中分類）4諸機器（小分類）①諸機器に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせして下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 会計局 総務課 調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908 ダイヤルイン

（4）仕様書に示した業務内容と同種業務（駐車券発行機および料金精算機によ

る駐車場精算施設の整備)に関する過去10年間(平成15年4月1日～平成25年3月31日に履行完了していること)の元請実績のある者であること。(民間、官公庁いずれかに対する実績かは問わない。)

第3 入札書の提出場所

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室 奈良公園整備第2係
(奈良県分庁舎6階)

電話 0742-27-8036 (ダイヤルイン)

- 2 入札説明書等の交付期間

(1) 日時 平成26年2月6日(木)から平成26年2月18日(火)まで(日曜日、祝日、及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3の1に同じです。

- 3 入開札の日時及び場所

平成26年2月19日(水)午前10時00分

奈良県庁第21会議室(奈良県本庁舎2階)

第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

免除します。

- 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

- 4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書と、第2の(4)に関し確認できる書面(入札説明書と合わせて交付します。)を平成26年2月17日(月)午後5時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札の日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、第3の3に示す日時及び場所において、入札してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことは

できません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。